

シリーズ企画

オリンピックと受動喫煙防止法・条例(その3)

産業医科大学産業生態科学研究所
健康開発科学研究室 教授 大和 浩

2014年10月29日、東京都主催の「第1回東京都受動喫煙防止対策検討会」が開催されました。2000年以降のオリンピック・パラリンピック大会は屋内を全面禁煙とする法律・条例が施行されている国・都市で開催されることが慣例となっていることを受けての検討会であることは明らかです。はるばる傍聴してきました。会場にはテレビカメラ5台を含む大勢の報道陣が詰めかけており、この問題の関心の高さを感じました。事前に発表されていた委員名簿は下記の通りです。同じく傍聴席に座った東京都医師会の理事で喫煙問題を担当している蓮沼先生、国立がん研究センターのたばこ政策研究部部長の望月先生、日本禁煙学会の作田理事長と「この人選はおかしいのではないか」と話しているうちに会議は始まりました。

まず、事務局の「委員長は互選でお願いします」

に対して、某委員がすかさず手を挙げ「安念先生を推薦します」と一言。医学系の委員が法律学者と知り合いなのか？と疑問を持ちましたが、「初対面の私が推薦するのも何ですが…」と発言があり、早くも出来レース的な雰囲気を感じました。

ついで、各委員の自己紹介と喫煙問題に関するコメントが続きました。がん研究会の野田委員は望月先生が託した資料をもとに受動喫煙対策の必要性を解説、元国立がん研究センターの総長であった垣添委員からは「がんの3分の1はタバコが原因」「口から入るものは厳しい規制が必要」と、細野委員からも「脱タバコ社会の実現」と推進派の意見が続きました。続く工藤委員からは「本人のCOPDの原因になることは明らかだが、受動喫煙による有害性はLimited suspicious」と呼吸器内科の医師としては消極的な発言が。続く奥村委員は、医師でありながら「喫煙の害よりも益のほうが大

No.	氏名	役職
1	青木 剛	公益財団法人日本オリンピック委員会 副会長兼専務理事
2	安念 潤司	中央大学大学院法務研究科教授
3	今村 聡	公益社団法人日本医師会 副会長
4	大井田 隆	日本大学医学部公衆衛生学分野教授(欠席)
5	奥村 康	順天堂大学大学院医学研究科 アトピー疾患研究センター長
6	垣添 忠生	公益財団法人日本対がん協会 会長
7	工藤 翔二	公益財団法人結核予防会 理事長
8	鈴木 大地	順天堂大学スポーツ健康科学部教授(欠席)
9	名取 春彦	獨協医科大学付属病院 放射線科医師
10	野田 哲生	公益財団法人がん研究会 代表理事・常務理事 がん研究所所長
11	細野 助博	中央大学総合政策学部 大学院公共政策研究科教授
12	村 千鶴子	東京経済大学現代法学部教授

(五十音順、敬称略)

きい」と普段から発言している人物です。この検討会でも「ナチュラルキラー細胞活性は喫煙者の方が良好」「マウスにタバコを曝露した発がん実験は成功しなかった」と発言し、傍聴席の私達はあ然としました。続く名取委員も愛煙家通信に「タバコは有害であるという根拠は怪しい」と投稿していることから分かるように喫煙派。この日もJTの代弁者よろしく「吸う人と吸わない人がお互いの立場を尊重すべき」と発言しました。それを受けた村委員から「自分は法学が専門で喫煙問題は専門外ですが」と自己紹介した上で、「医師が『タバコは身体に悪いというエビデンスがない』と言うのには驚きました」とのコメントには関係者からも失笑が漏れました。村委員の「タバコは健康に悪いことを前提に考える」という発言はマルでしたが、「分煙を進めて欲しい」には残念でした。分煙ではサービス産業の従業員の職業的な受動喫煙が防止出来ない、ということをご個別に伝えようと思っています。

その後の自由討論で奥村委員の「喫煙率は下がっているのに肺がんは増えている」という古典的な目くらし発言に、野田委員から「年齢調整では肺がんも減っている」との正しい解答がなされました。しかし、こんな初歩的な質問を出す医師が委員に入っていることから、年度末まで計5回の会議で都民だけでなく国民に大きな影響を与える東京都条例に正しい結論が出せるかどうか危ぶまれます。「次世代のために煙のない社会を作るのか、喫煙者へのおもてなしを優先するのか、考えて欲しい」と発言した野田委員、そして、がんの専門家の垣添委員に期待したいところです。

会議のまとめとして安念委員長からは写真1のような発言がありましたので、今後の経過に注目していきたいと思っています。議事録は東京都のホームページで公開される予定ですので、皆様もご覧下さい。

11月5～7日は日本公衆衛生学会（宇都宮）でした。初日の16時40分からのシンポジウム（写真2）「たばこ規制枠組条約を踏まえたたばこ規制・対策の推進」は、



写真1 検討会翌朝のNHK「おはよう日本」で放映された安念委員長のコメント

岡本光樹弁護士から「受動喫煙被害に関する訴訟とその法的評価」について「かつて、職場の受動喫煙は受忍限度として取り扱われていたが、現在、安全配慮義務として全面禁煙化が必要であること」「意図的にタバコの煙を吹きかける行為は『暴行罪』に相当し、それが原因で喘息などの急性影響が発生した場合『傷害罪』に相当する」こと、また、関西大学法律学部の田中謙教授からは「喫煙の権利は存在せず、喫煙の自由でしかないこと」「喫煙の自由は他人の生命や健康を害してまでも行使できるものではないこと」「職場の全面禁煙化の義務づけ」「飲食店における『原則、全面禁煙』が必要であること」などが討議されました。大阪府立成人病センターの田淵先生からは「低所得者層ほど喫煙率が高い現象」「経済格差により発生する健康格差を縮小せねばならない」ことが発表されました。これ



写真2 日本公衆衛生学会での法律面から考える喫煙対策シンポジウム

まで、健康面から取り上げられてきた喫煙対策ですが、法律や経済の面からも捉えることで新たな局面が見えてきそうです。

11月6日は山形県議の大内理加氏からの依頼で自民党に所属する議員の勉強会のために山形市まで往復しました。山形県では2011年に吉村知事から受動喫煙防止対策に積極的な発言があり、2013年に「健康やまがた安心プラン」の「受動喫煙防止条例を視野に入れた受動喫煙防止の取組み」が承認され、4回の検討委員会が開かれました。しかし、四師会からの「女性や子供の健康や命を守るために受動喫煙防止条例が必要」という意見と商工会議所&タバコ産業の「サービス産業の禁煙化で売り上げが落ちる」という意見は平行線でまとまりませんでした。知事は、2014年2月の県議会本会議で「禁煙を強制されると誤解している人が多いが、受動喫煙を防止するのは至極当たり前。受動喫煙の害から妊産婦や子どもを保護し、県民の健康を守る対策は早急に取り組む必要がある。従来の対策の充実や強化では不十分で、条例など社会的枠組みの制定が必要。ただ、飲食業など事業者への影響を考慮し、具体的な規制内容はさらに検討を重ねる」と述べ、罰則規定を含む条例制定に踏み切るかどうか2013年度中に判断する考えを明らかにしました。ところが、その後、賛成、反対の両派から多数の陳情と意見があり、2014年4月以降も検討を継続することとなり現在に至っています。

山形県議会は44人で構成され、22人が自由民主党です。推進派の大内議員の呼びかけで勉強会には自民党の幹事長が主要な役職者を含む17人が集まってくれました。(写真3)。①飲食店のタバコ煙はPM2.5で400～600 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ で北京並みであ



写真3 山形県自由民主党県議の皆さんの勉強会 (立っているのが筆者)

ること、②タバコ産業が主張する分煙では従業員の受動喫煙が解消出来ないこと、③レストランだけでなくバーまで禁煙した国々ではサービス産業の営業収入は変化がなかった・増加したこと、④国民の病気が減ったことを40分で解説しました。勉強会の前は「タバコを吸う人も多いからね～」と茶化す議員もいましたが、私の説明が終わると「条例化は必要」「反対はしないよ」という雰囲気になりました。それどころか、「息子を禁煙させたいがどうしたら良いか?」「お坊さんの線香はどうなのか?」という質問が相次ぎ、20分の質疑を5分間延長するほどでした。議員たちのタバコ問題に関する理解は必ずしも深くはありません。というよりも、議員は50～70歳の人が多く、吸うのが当たり前であった20世紀の考え方を引きずっています。正しい知識は持っていますが、飲食店業界やタバコ産業の票の手前、業界寄りの発言にならざるを得ない人もいます。条例化には議員の理解が必要です。今回、自民党議員に解説できたことで山形県での条例化の実現に少し貢献できたと思います。次号では国会の動きを解説します。